

外国人材受入れに関する専門部会の設置について

岐阜市多文化共生推進会議決定

令和3年5月18日

1 設置の目的

外国人材の受入れについて、本市における必要性及び課題を調査するため、岐阜市多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）に専門部会を設置する。

2 委員

- (1) 専門部会の委員は、推進会議の会長が指名する。
- (2) 必要に応じ、委員以外の者に協力を求めることができる。

3 調査事項

- (1) 外国人材受入れに関する調査
- (2) 外国人材受入れに関する課題の整理
- (3) その他関連する事項

4 庶務

部会の庶務は、ぎふ魅力づくり推進部国際課において処理する。

5 設置期間

令和3年5月18日から令和4年3月31日までとする。

6 その他

- (1) 専門部会の調査状況は、推進会議に報告する。
- (2) ここに定めるもののほか、必要な事項は、専門部会において定める。